

# 申請書類チェックリスト（書類はコピー提出可） 公共(サ)

※ 申請書類は A4 サイズに統一してください。

## (サ) 急病者等に対する医師の緊急往診のため使用中の車両

□ 不正使用に関する注意事項（必ず確認の上チェックしてください。）

「急病者等緊急往診」標章を使用した場合、その車両は救急車と同様の駐車禁止等除外適用を受けません。訪問診療及び予防接種等、緊急性のない用務で標章を使用した場合、その標章を使用した者やこれに関係した者は刑事訴追を受ける可能性があります。緊急性のない用務の際は、駐車許可を申請してください。

医療施設から緊急出動する場合

- 1 レターパックプラス（お届け先欄記載のもの）
  - ※ 標章を郵送交付するためです。
  - ※ レターパックライトではありません。
- 2 申請書類チェックリスト（この書類）
- 3 除外標章交付申請書
  - ※ 医師1名につき申請書1通を作成してください。医師1名と車両1台の組合せで一登録です。
  - ※ 医師1名での複数車両登録はできません。
  - ※ 複数医師と車両1台の組合せ登録は可能ですが、この場合でも医師1名につき申請書1通を作成してください。
- 4 車両一覧表
  - ※ 複数台同時申請のみ。
- 5 自動車検査証又は自動車検査記録事項が記載された書面
  - ※ できる限り自動車検査証記録事項での提出をお願いします。
- 6 車両使用承諾書
  - ※ 5が医療法人、医療機関又は申請医師名義の場合を除く（院長等の代表医師名義であっても、その者以外の在職医師が使用する場合は提出してください。）。
- 7 医師免許証
- 8 開設届
- 9 在職証明書
  - ※ 8に記載のない申請医師のみ。
- 10 駐車場契約書
  - ※ 賃貸契約の場合のみ。
- 11 駐車場使用の権利を証する契約書等
  - ※ 10がある場合を除く。
- 12 医療施設敷地内に車両を駐車させている場合はその状況がわかる写真
  - ※ 10・11がある場合を除く。
- 13 医療施設と駐車場が併設されていない場合は、それぞれの位置及び直線距離が記載された見取図
  - ※ 医療施設と駐車場の距離が2kmを超える場合は申請対象外

医療施設からの緊急出動ではなく、医師の自宅から緊急出動する場合

- 14 1～9の書類
- 15 医師の住所を証する書面（住民票の写しの場合は発行日から3か月以内のもの）
  - ※ 手書き住所の書面を除く。
- 16 駐車場契約書
  - ※ 賃貸契約の場合のみ。
- 17 駐車場使用の権利を証する契約書等
  - ※ 16がある場合を除く。
- 18 医師の自宅敷地内に車両を駐車させている場合は、その状況がわかる写真
  - ※ 16・17がある場合を除く。
- 19 医師の自宅と駐車場が併設されていない場合は、それぞれの位置及び直線距離が記載された見取図
  - ※ 医師の自宅と駐車場の距離が2kmを超える場合は申請対象外

以上のチェック書類全てをレターパックライト又は簡易書留にて下記宛先へ郵送してください。  
〒135-0063 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビルB棟 警視庁駐車対策課(除外担当)

## 12・18の写真例



## 13・19の見取図記載例

